

---

三重県臨床工学技士会 定款及び施行細則

平成 4年6月 7日 (日) 制定  
平成 9年6月 22日 (日) 改正  
平成 14年6月 16日 (日) 改正  
平成 15年6月 15日 (日) 改正  
平成 18年6月 4日 (日) 改正  
平成 23年7月 3日 (日) 改正

---

(目次)

一、定款

- 第1章 総則 (第1条～第4条)
  - 第2章 会員 (第5条～第10条)
  - 第3章 役員 (第11条～第16条)
  - 第4章 会議 (第17条～第26条)
  - 第5章 委員会 (第27条)
  - 第6章 資産及び会計 (第28条～第32条)
  - 第7章 定款の変更及び解散 (第33条～第34条)
  - 第8章 事務局 (第35条)
  - 第9章 雑則 (第36条)
- 付則

二、施行細則

- I. 総会規程 (第1条～第15条)
- II. 理事及び監事の選挙規程 (第1条～第18条)
- III. 入会金及び会費規程 (第1条～第3条)
- IV. 会員の権能に関する規程 (第1条～第6条)
- V. 事務局規程 (第1条～第7条)
- VI. 出張旅費規程 (第1条～第10条)
- VII. 講師等謝礼規程 (第1条～第6条)
- VIII. 慶弔規程 (第1条～第5条)

# 三重県臨床工学技士会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、三重県臨床工学技士会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を津市南新町 17-22 遠山病院透析室内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、地域の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 会員の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 会員の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (4) 会員の業務を通じて地域保健事業の推進及び協力に関すること
- (5) 内外関連団体との連帯交流に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で本会の目的に賛同する個人。  
尚、本会正会員は、日本臨床工学技士会の会員になるものとする。
- (2) 準会員 本会の目的に賛同する個人、又は三重県内に在住及び、在学する臨床工学技士養成校の学生
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体
- (4) 名誉会員 本会に顕著な功労のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者

(入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書、入会金及び、当該年度の会費を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。

- (1) 死亡、又は本会が解散したとき。
- (2) 臨床工学技士の免許を取り消されたとき。
- (3) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第 9 条 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に違背する行為があったときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 10 条 会員が既に納入した入会金、及びその他の抛出品は、これを返還しない。

### 第 3 章 役 員

(種 別)

第 11 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名、又は2名
- (3) 理 事 7名以上15名以内（会長、副会長を含む）
- (4) 監 事 2名

(選 任)

第 12 条 理事及び監事は、別に定める規定により正会員の中から選任される。

2 会長及び副会長は、理事の中から互選により選任される。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときはその業務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会計を監査する。
- (2) 理事の業務遂行状況を監査する。
- (3) 会計及び業務の遂行について、不正の事実を発見した場合は、これを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会、又は理事会の召集を請求、若しくは召集する。

(任 期)

第 14 条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠、又は増員により選任された役員の任期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認めたとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき
- 2 前項第 2 号に該当する場合は、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧 問)

第 16 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委託する。
- 3 顧問は、本会の会務について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2 年以内とする。但し、再任を妨げない。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、この定款に別に規程するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に別に規程するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会の召集及びこれに付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開 催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上もしくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 5 分の 1 以上もしくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召 集)

第 21 条 会議は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第 2 項、第 3 項の規程に基づく請求があったとき、30 日以内に会議を召集しなければならない。
- 3 会議を召集する場合は、構成委員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を掲載した書面をもって、少なくとも開催の日の 7 日以前に通知しなければならない。但し、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときにはその限りではない。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(議 決)

第 24 条 会議の議事は、この定款に規定するものを除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の項目を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した会員数、又は構成員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び出席した構成員のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名しなければならない。

## 第 5 章 委員会

(委員会)

第 27 条 会長は、理事会の決議に基づき事業推進のため必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 31 条 本会の収支予算は、毎会計年度開始時に会長が構成し、総会の議決を受けなければならない。

- 2 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長がこれを作成し、年度終了後 3 カ月以内に監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 本会は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散をすることができる。

- 2 解散に伴う残余財産は、総会の議決を経、類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を若干名置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任命は、理事会の議決を経て会長が行う。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 事務局長は、事務局を統括する。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、別に定める。

## 第 9 章 雑 則

(委 任)

第 36 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 付 則

- 1 本会の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、1994 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、32 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、1993 年 3 月 31 日までとする。

## 三重県臨床工学技士会定款施行細則

### I. 総 会 規 程

第 1 条 三重県臨床工学技士会（以下本会という）の総会運営は、定款及びこの規程に定めるところによる。

第 2 条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

第 3 条 司会者は、仮議長となって、出場正会員の中から議長を選出する。議長は、1 名、又は 2 名とする。

第 4 条 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

第 5 条 正会員が、総会に出席できず書面表決もできない場合は、委任状をもって議長に表決を委任することができる。

第 6 条 議長は、会議の議事を記録するため、書記 1 名、又は 2 名を任命しなければならない

第 7 条 議長は、会議の成立を宣言する。但し、出席者が定員に満たないときは、休憩、又は散会、あるいは延会を宣言する。

第 8 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属、氏名を明確にし発言しなければならない。

第 9 条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案要項を印刷し、総会 10 日前までに事務局長に送付する。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文書を印刷し事務局長を通じ、議長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により、総会当日提案する場合は、その事由と要旨を議長に届けな

なければならない

(4) 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

第 10 条 採決を行うとき、議長は、その表決に付する議題を宣言しなければならない。

第 11 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案が全て否定されたときは、原案について採決しなければならない。

第 12 条 採決の方法は、次の各号のひとつとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

第 13 条 表決を行った場合、議長は、その結果を宣言する。

第 14 条 議長は、この規程に違反、又は議長の指示に従わない者を、発言の停止、あるいは退場させることができる。

第 15 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

## 付 則

この規程は、1992年6月7日から施行する。

この規定の第9条(1)は、2011年7月3日改正した。

## II. 理事及び監事の選挙規程

第 1 条 理事及び監事の選任は、定款第 12 条第 1 項に基づき、この規程によって行う。

第 2 条 理事及び監事を選任するために、選挙管理委員会を設ける。

第 3 条 選挙管理委員は、委員長 1 名と委員若干名より構成する。

2 会長は、正会員の中から委員長及び委員若干名を任命する。

3 役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になることはできない。

第 4 条 選挙管理委員の任期は 2 年とし、委員に欠員が生じた場合は、選挙管理委員長が正会員より任命し補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員長は、選挙管理委員会を代表し、選挙に関する業務を統括する。

2 委員は、選挙管理委員会の業務を執行する。

第 6 条 選挙管理委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 選挙の公示
- (2) 候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の告示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 選挙の結果報告
- (5) その他、選挙に必要な事項

- 第 7 条 候補者は、立候補、又は推薦とし選挙管理委員会に届け出なければならない。但し、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。
- 第 8 条 告示は、選挙の 30 日前とする。
- 第 9 条 立候補、推薦候補の届出期間は、選挙の告示後 7 日間とする。
- 第 10 条 投票は、郵便投票により行う。
- 第 11 条 選挙管理委員会は、選挙に関する書類を選挙の 7 日前までに正会員に送付する。
- 第 12 条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。
- 第 13 条 選挙の投票は、選挙管理委員会から送付された投票用紙により行い、選挙の期日までに選挙管理委員会に送付する。
- 第 14 条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得票順に定める。
- 第 15 条 候補者が定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。
- 第 16 条 選挙の結果は、速やかに正会員に報告しなければならない。
- 第 17 条 選挙権及び被選挙権は正会員に限る。
- 第 18 条 この規程は、総会の議決を経なければ変更することができない。

#### 付 則

この規程は、1992 年 6 月 7 日から施行する。

### Ⅲ. 入会金及び会費規程

第 1 条 定款第 7 条による正会員の本会の会費は、入会金 1,000 円、年会費 5,000 円とする。

2 他都道府県臨床工学技士会の会員が本会の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、本会の入会金のみとする。

3 準会員の会費は、入会金 1,000 円、年会費を個人会員 10,000 円、学生会員 1,000 円とする。

4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000 円、団体会員 一口、20,000 円とする。但し、入会金は免除する。

5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。

6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならない。

第 2 条 会費の納入期は、次の通りとする。

(1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。

(2) 正会員、準会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。

第 3 条 この規程は、総会の議決を経なければ変更することができない。

#### 付 則

この規程は、1992年6月7日から施行する。  
この規定の第1条は、1997年6月22日改正した。  
この規定の第1条は、2002年6月16日改正した。  
この規定の第1条は、2003年6月15日改正した。  
この規定の第1条は、2006年6月4日改正した。

#### IV. 会員の権能に関する規程

第1条 定款第5条に基づき、会員の権能を次のごとく定める。

第2条 正会員は、次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席し議決権を有する。
- (2) 役員選挙権、被選挙権を有する。
- (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第3条 準会員は、次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第4条 賛助会員は、次の権能をもつ。

- (1) 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
- (2) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (3) 本会が、主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第5条 名誉会員は、次の権能をもつ。

- (1) 本会に対して、助言を与える権利を有する。
- (2) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- (3) 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- (4) その他本会の事業に参加する権利を有する。

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、1992年6月7日から施行する。

#### V. 事務局規程

第1条 この規程は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。

第2条 事務局には、理事会の同意を得た所要の職員をおくことができる。

第 3 条 会長は、会計を担当する理事（財務担当理事）を任命する。

2 財務担当理事は、会計責任者とする。

3 会計責任者は、会計の出納に関しその一部について補助者を命じて行わせることができる。

第 4 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第 5 条 前条の帳簿及び書類は、永久保存としなければならない。但し、会計に関する書類の保存期間は 10 年とする。

第 6 条 この規程で定められていない必要事項は、理事会の議決によるものとする。

第 7 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

## 付 則

この規程は、1992 年 6 月 7 日から施行する。

## VI. 出張旅費規程

第 1 条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第 2 条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

交通費 公共交通機関を使用した場合の金額（付随する特急料金等は、実費支給）

日当 5,000 円

宿泊料 8,000 円

但し、出張距離によっては航空機の使用を許可することもある。

第 3 条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊料を支給しない。

第 4 条 宿泊料は、朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第 5 条 日当は、昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

第 6 条 日帰り出張は、**交通費及び日当**を支給する。

第 7 条 本会以外から交通費あるいは経費が全額、又は一部が支給されるときは、本会よりの支給は、その差額分とする。

第 8 条 本会の理事会の開催に当たっての出張は、**交通費のみ**を支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第 9 条 国外出張の場合は、理事会の決定による。

第 10 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、1992年6月7日から施行する。

この規定の第6条は、2011年7月3日改正した。

VII. 講師等謝礼規程

第 1 条 本会の事業に関し講師等を依頼するときはこの規程に基づき謝礼を支給することができる。

第 2 条 講師の種別は、次の3種とする。

- (1) 招聘講師
- (2) 顧問講師
- (3) 会員講師

2 日本臨床工学技士会（以下日臨工という）顧問講師は、顧問講師に準ずる。

3 日臨工及び他都道府県臨床工学技士会会員講師は、会員講師に準ずる。

第 3 条 講師謝礼の種別は、次の4種とする。

- (1) 講演料
- (2) 会誌掲載のための原稿料
- (3) 宿泊費
- (4) 交通費

第 4 条 前 2 条に基づき講師謝礼額を下表に示す。

	講演料	原稿料	宿泊料	交通費
招聘講師	¥30,000	¥10,000	¥10,000	実費
顧問講師	¥20,000	¥5,000	¥10,000	但し¥5,000単位 で切り上げ
会員講師	¥10,000	¥5,000	¥10,000	

2 会員講師の宿泊費及び交通費については、本会以外から支給される場合支給しないものとする。

第 5 条 上記講師及び招請演者、招請座長については、謝礼として記念品等を進呈することができる。

2 記念品等については理事会にて定める。

第 6 条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、1993年6月20日から施行する。

## Ⅷ. 慶 弔 規 程

第 1 条 この規程は本会が、会員その他に対する慶祝ならびに弔慰について定める。

第 2 条 本会が関係する団体ならびに個人の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

第 3 条 会員及び本会と密接な関係を有する個人に弔慰する。

2 原則として会員には、花輪等を式場に飾り、会長または名代が葬儀に参列し、香典を霊前に捧げる。(金額は 10,000 円也)

3 本会と密接なる関係を有する個人には応分の供物をする。

第 4 条 この規程以外に特別な事情が生じた時は理事会で決定する。

第 5 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、1993 年 6 月 20 日から施行する。

-----